

## 市谷議員 再要望項目一覧

令和4年度12月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1. 「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金」(『原発交付金』) について</p> <p>資源エネルギー庁が、原発が再稼働した際の交付金を制度変更し、原発から30キロ圏の周辺自治体の鳥取県に対しても交付できるようにすると、オンラインで説明した。制度変更の趣旨は、「原発を最大限活用するための地元理解の促進のため」とのことである。しかしこのような、地方自治体や住民にお金を握らせて、危険な原発の再稼働を飲み込ませるようなやり方は、あってはならない。島根原発2号機は、新規制基準適合性審査に「合格」し、平井知事は今年の3月、中国電力との安全協定に基づき、「原子炉設置変更許可」に同意し、事実上「再稼働に同意」した。しかしその時の記者会見で平井知事は、「再稼働に向けて入り口を開けたということだ」、「扉はまた閉まるかもしれない」と述べ、今後実施される「工事計画認可」や「保安規定変更認可」などの手続きの中で、「一つ一つ監視の目を光らせていく」と述べている。このように平井知事は、状況によっては、今後再稼働を認めない可能性があることを語っていたにも関わらず、原発再稼働前提の「交付金」の受け取りを表明し、しかも継続的な「交付金」の支援を求めることにより、島根原発再稼働の道から逃れられなくなってしまう。岸田総理は、先の所信表明演説で、10数基の原発再稼働に加え、次世代革新炉の開発・建設を加速することまで表明し、経済産業省は原子力規制委員会の会合で、「原子炉等規制法」にある、原発の運転期間は「原則40年、最長60年」とした規定を撤廃することを表明し、原子力規制委員会もそれを容認した。このように今回の「原発交付金」は、通常的安全対策のための交付金ではなく、政府が、「原発の規制」から「原発の推進」に大きく舵を切った中で出てきたものであることを、きちんと見ておく必要がある。福島原発事故から11年たった今も、事故は収束しておらず、福島県の住民で、故郷に帰れない避難者が、今年2月時点でも、3万3,365人にも上っている。健康不安におびえながら生活しておられる方も、少なくない。福島原発事故は収束していない。その現実から目を背け、まるで原発事故がなかったかのように、原発再稼働や新規稼働に向けて、突き進むことなどあってはならない。原発再稼働前提の「原発交付金」は、絶対に受け取らないこと。そして、島根原発2号機の再稼働、3号機の新規稼働に反対するよう、強く求める。</p>	<p>原発周辺地域が求めているのは安全が第一義ということであり、国にはこれまでも安全を求めているところである。</p> <p>原子力政策が国策として行われている以上、安全対策に要する費用は、国の責任において支弁されるべきものである。</p> <p>また、こうした安全対策は経常的に実施する必要があり、1回限り5億円の交付金で根本的な課題解決になるものではないことから、国に対しては、継続的な財政措置を含め、周辺地域への支援を引き続き求めているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>2. 鳥取県産業振興機構のパワハラ問題について 9月定例会での一般質問への答弁で平井知事が、「調査をする」と述べたが、県としての調査が行われることなく、機構任せとなっている。パワハラは上司が加害者であるがゆえに、パワハラ被害者が職場内で名前を出して被害を訴えることは困難が伴う。労働者を守るためにも、県または、第三者機関が調査を実施すること。</p>	<p>パワハラ防止については、労働施策総合推進法において、事業主に対して相談体制の整備、事実関係の正確な確認その他必要な措置を講じることが義務付けられており、指摘の法人においても法律に基づく事業主の責務として、自主・自律的に調査すべきことと考える。</p>
<p>3. 同性パートナーシップ制度の創設を 県は、「同性パートナーシップ制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられる取り組みを行っている」と予算要望に回答しているが、実態はそうっていない。鳥取県立中央病院の入院の際、同性パートナーによる入院承諾書へのサインが認められなかった。また病院の面会も、「2親等まで」と書かれ、戸籍を同じくできない同性パートナーは面会もできない規定となっている。こうした実態をただすと同時に、やはり制度として、同性パートナーシップ制度を創設し、同性パートナーの権利を保障すること。</p>	<p>県立病院では、同性パートナーの家族面会や医療同意等について、患者本人又はその家族の意向を確認し、家族同様に扱う運用を行っている。 今回、指摘のあった県立中央病院でのケースについては、この運用が徹底できておらず、誤った説明を行ってしまったと考えられ、改めて院内職員へ周知徹底を図った。 県としては、今後も同性パートナーシップ制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられる取組を継続していくこととしており、他の行政サービスについても当該取組が適切に実施されるよう周知徹底を図る。</p>
<p>4. 知的障がい者の鳥取県職員採用について 鳥取県職員の知的障がい者の採用条件に、「高等特別支援学校程度の学力」とうたうのは、障がい特性に沿った合理的配慮に欠ける。同規定を削除すること。</p>	<p>採用後、事務職の正職員として業務に従事いただく必要があることから、職員採用試験（知的障がい者対象）の一次試験にて業務遂行能力の判断のため筆記試験を課している。なお、難易度は知的障がい者に配慮し、「知的障がい者の特別支援学校高等部卒業程度」としている。</p>
<p>5. 国民健康保険制度について ①国保料均等割は、未就学児については、今年度から国・県・市町村が財政支援し半額となったところである。そもそも収入のない子どもの保険料を求めるべきではなく、残りの半額を県が財政支援し、無料とすること。また、県内には、厚労省7月25日付事務連絡をもって、自治体の独自支援ができないと判断している自治体があるが、間違いである。国保法77条に基づく減免は、市町村の権限であり、その行使は、何ら法令に違反するものではないことを、県として周知すること。</p>	<p>国民健康保険料（税）の賦課にあたって、未就学児に係る国民健康保険料（税）の均等割額の5割を減額する措置が令和4年4月から実施されているが、国に対し、軽減割合の拡充等について要望しており、県の財政支援は考えていない。 ご指摘の国事務連絡は保険料の減免について、「画一的な基準で減免を行うことはできるのか」という問いに対し「減免制度は、保険制度の理念に鑑みると保険者が個々の事情を勘案して行うもので、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは明確に法令違反ではないものの適切ではないと考える」と国としての考えを示したもので、その趣旨は明確であり、県があえてその解釈について周知する必要はないと考えている。</p>
<p>②「国保料統一のあり方ワーキンググループ」及び、「県・市町村連携会議」で、国保料統一等が議論されているが、会議や議論内容が公表されてこなかった。それらの会議で議論されたことが、公開されている鳥取県国保運営協議会や県議会常任委員会に報告されるのは、ほぼ話がまとまってからのことで、それでは、結局県民が議論に加わることができない。「ワーキンググループ」や「連携会議」は公開とすること。</p>	<p>国保料統一等について、重要な事項については、適宜、市町村とも連携し、当然に県民の意見をうかがいながら進めることとしているところであり、担当レベルでの意見交換の場であるワーキンググループや連携会議を公開することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>6. 緊急経済対策について 物価高騰のもとで、暮らしを守るためには、賃上げを軸に内需を活発にして実体経済を立て直すことが必要であり、以下追加で要望する。</p> <p>(1) 賃上げ対策</p> <p>①会計年度任用職員や臨時職員等、鳥取県の非正規雇用職員の最低賃金を時給1,500円以上に引き上げること。会計年度任用職員の雇止めはしないこと。</p>	<p>県の会計年度任用職員や臨時的任用職員等の賃金は、県の一般の職員の給料との権衡等を考慮して職務内容に応じて定める必要があり、時給を一律1,500円以上とすることは考えていない。引き続き職務内容を踏まえた適切な給与となるよう考えていく。</p> <p>本県では、公募によらない人事評価に基づく能力実証による再度の任用を最大4回まで行うなど、2回までとする国を超える取扱いとしている。公募によらない再度の任用の回数を無制限とすることは、募集、採用に当たっての均等な機会という点で平等取扱いの原則に反することになるため行っていない。</p>
<p>②公契約条例を制定し、県が発注する仕事や指定管理者の契約における賃金は、生活できる賃金となるよう、公契約条例を制定すること。</p>	<p>労働者の賃金に係る公契約条例の制定については、労働法制との整合性等において疑義がある状況であること、労働条件への介入は法律によるべきとの考え等から、国が制度設計することが適当と考えている。</p> <p>本県では、既に最低制限価格について制度化し、適正な労働条件の確保等に努めているところであり、引き続き適切な運用に取り組んでいく。</p>
<p>③県内でも派遣労働者が突然派遣元から契約の打ち切りを告げられ、契約書に書かれている仕事の紹介が、派遣先からも、派遣会社からもなされてない事例がある。企業の都合で一方向的に人を使い捨てるようなことがあってはならない。派遣労働は、一時的・臨時的業務に限定して常用雇用の代替を規制し、派遣受け入れ期間の上限を1年とするとともに、違法があった場合は派遣先に期間の定めのない直接雇用されたものとみなして正職員化するよう、法改正を求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。</p> <p>なお、各種の労働相談については、県中小企業労働相談所「みなくる」で対応し、必要に応じて労働局等の関係機関へつないでいる。</p>
<p>④コロナ禍の中、フリーランスやギグワーカー、請負や委託で働く労働者が突然仕事を失い、生活できない事態が生じている。フリーランス等に労災保険と失業保険を適用するなど、生活と権利を守るルールをつくるよう国に求めること。</p>	<p>令和4年5月に発表された全世代型社会保障構築会議の中間整理で、フリーランス・ギグワーカーなどへの社会保険の適用について、被用者性等をどう捉えるかを検討し、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的な検討を進めていくことが提案されており、この提案を受けた国の議論の動向を注視していく。</p>
<p>⑤コロナ禍の中、休職を求められ、生活ができないシフト制労働者が出ている。労働契約に賃金の最低保障額や休業手当の支給を明記するよう、仕組みづくりを国に求めること。</p>	<p>労働者を会社都合で休業させる場合、平均賃金の6割以上を最低保証額として支払うことが労働基準法で定められている。また、労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。</p> <p>なお、各種の労働相談については、県中小企業労働相談所「みなくる」で対応し、必要に応じて労働局等の関係機関へつないでいる。</p>
<p>(2) 福祉・社会保障</p> <p>①2013年からの生活保護費削減を違法とする判決が相次いでいる。削減前の水準に戻すよう国に求めること。過去の物価高騰時にも実施された、年度中途からの生活保護基準の緊急引き上げを実施するよう国に求めること。</p>	<p>生活保護基準については、国民の消費動向や社会情勢を総合的に勘案して国が責任をもって設定するものであるため、国に対して削減前の水準に戻すこと及び緊急引き上げを求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②障がい者や原爆被爆者への各種手当を、物価高騰に見合って引き上げること。	障がい者や原爆被爆者への各種手当額については国において物価変動に応じて毎年見直しが行われており、状況を見守っていきたい。
<p>(3) 中小企業・小規模事業者対策</p> <p>①コロナ融資で過剰債務となり、新たな資金が受けられず、資金繰り倒産に追い込まれる可能性がある。現在、後継制度とされている「資本性劣後ローン」は数年後に一括返済が求められ、利子も高くハードルが高い。コロナ融資は、いったん通常債務から切り話し「別枠債務」とし、新たな資金調達が可能となるようにすること。「別枠融資」は、一定期間は、無利子無担保のまま返済を猶予すること。</p>	<p>長期化するコロナ禍に加え、急激な円安・物価高騰の中、事業者の資金繰りの安定を図るため、金融機関等に対しては引き続き返済緩和等の柔軟な対応を要請するとともに、新たな資金需要に対しては、今年度、5年間元本返済不要の満期一括返済型資金を創設、3年間最大無利子の円安・物価高騰対策の地域経済変動対策資金を発動する等、個々の事業者の状況に応じて適切な資金調達ができるようにしている。また補正予算においてもこれらの融資枠の拡充等を行ったところである。</p> <p>なお、県が創設した満期一括返済型資金は、他の債権より回収順位を劣後化する資本性劣後ローンとは異なるものである。</p> <p>【12月補正】</p> <p>・新型コロナ・円安・物価高騰に対応した資金繰り支援事業 融資枠20億円追加</p>
②政府は、「中小企業活性化パッケージ」のなかで、関係機関が「事業再生スキーム」のもとで、借り手の中小企業に対して債務の減免も含めた支援を行うことを要請している。しかしあくまで関係機関まかせで、小規模事業者は対象外である。小規模事業者であっても、債務の減免が受けられるよう、サポート体制の強化、債務免除に伴う金融機関の負担軽減のため、無税償却の積極活用など、政府の支援を強化するよう求めること。	<p>私的整理による債務整理について、現在、国が来年度通常国会への法案提出に向けて、債務整理を迅速化するための法整備を検討しているところである。</p> <p>本県では、主に小規模事業者を対象として、とっとり企業支援ネットワークの枠組みを活用し関係機関が連携して借入企業等のフォローを行っているところであり、その取組を強化するため、専門家活用経費の拡充について、12月補正予算による対応を検討している。</p> <p>【12月補正】</p> <p>とっとり企業支援ネットワーク連携強化事業 3,000千円</p>
③県、政府系金融機関、地域中小企業団体などで構成する「地域経済再生委員会」（仮称）をつくり、基準と要件を明確にし、透明性を確保したうえで、「委員会」が必要と判断した地域の産業・業種の事業者の再生を支援する「地域経済再生給付金」（仮称）を創設すること。	長期化するコロナ禍、物価高騰対策等は全国的な課題であり、国の一元的な対応が必要であることから、全国知事会を通じて「事業復活支援金」と同様の支援策の創設を求めているところであり、本県独自の給付金制度の創設は考えていない。
<p>(4) 食料生産について</p> <p>①燃油高騰に対し、農家や漁家に直接補填すること。</p>	<p>燃油高騰については、農業用の省エネ機械・施設の導入支援や水産業における省エネエンジンの導入、出荷用発泡箱の購入費への支援を実施しているところであり、直接補てんすることは考えていない。</p> <p>また、国に対しても、燃油高騰の影響を受ける農林水産業者に対する施設園芸セーフティーネット構築事業、漁業経営セーフティーネット構築事業の継続実施と制度拡充、漁網や魚箱支援等について強く要望を行った。</p>
②「肉用牛肥育経営安定対策交付金」及び「肉豚経営安定交付金」は、生産費が全額賄える制度とすること。また現在県が行っている支援を継続すること。	「肉用牛肥育経営安定対策交付金」及び「肉豚経営安定交付金」で補償されない赤字の1割部分について支援を実施している。

要望項目	左に対する対応方針等
③生乳の生産費を販売収入が下回った場合に差額補填する「酪農マルキン」制度を創設するよう国に求め、県としても独自支援を実施すること。	飼料価格高騰による生産者の負担増加分に対して畜産経営緊急救済事業で支援を実施している。また、11月15日に酪農家の所得補償制度の創設も含めた飼料価格高騰対策を国へ要望した。